

北区道路占用許可申請の流れ

(足場・仮囲・朝顔等)

はじめに北区役所土木管理課管理占用係に

- ①「道路占用許可申請書類一式」と
 - ②道路使用許可申請書一式」の両方を提出します。
- 内容を確認して問題なければ、その場で両方の申請書に区役所の**受付印**を押印します。

北区役所土木管理課管理占用係（第1庁舎3階19番）

- ① 道路占用許可申請書（1枚目と2枚目）および添付書類（案内図、平面図、立面図、断面図、現況写真、新築工事の場合は建築確認済が証明できる書類の写し各2部）1式
 - ② 道路使用許可申請書および添付書類1式
- ※ 占用許可基準が満たしていることが確認できる資料をご持参ください。
- ※ 不備がある場合は、再提出をお願いすることがあります。

受付印
押印

所轄警察署

- ① 道路占用許可申請書一式と②道路使用許可申請書一式を所轄の**警察署に提出**します。
- 所轄の警察署の指示に従ってください。

北 区 役 所

- ① 道路占用許可申請書一式
（所轄警察署長の意見欄に意見のあるもの）を、
管理占用係の窓口にて、受理します。

本受付

- ① 所轄の警察署から北区道路占用許可申請書の所轄警察署長の意見欄に意見をもらい、①を管理占用係へ、再び提出します。
- ② 道路使用許可証交付（所轄警察署にて）

内容審査、決裁が終わりしだい許可書を発行します。
（10日程度かかります）
許可書が出来しだい電話にて連絡します。
その際、占用料もお知らせします。

占用許可書交付

王子警察署 03-3911-0110
赤羽警察署 03-3903-0110
滝野川警察署 03-3940-0110
※北区管轄以外の警察署にて道路使用許可を申請する場合があります。

窓口にて、許可書をお渡しします。
占用料は、収納窓口にてお支払いいただきます。

道 路 の 占 用

道 路 の 復 旧

完 了



北区役所土木管理課管理占用係

〒114-8508

東京都北区王子本町 1-15-22

TEL 03-3908-9220

占有者の義務について

道路は本来、一般交通のために使用されるものです。しかし、道路を基盤として様々な活動が展開されることに伴い、本来の用途以外で道路を使用する必要性が発生します。そこで、道路の地上や地下に足場、水道管や電柱、看板などを設けることを道路占用と言い、占用を受けるためには申請が必要になります。そして、占用許可を受けた方（占有者）については、占用物件を許可の内容及び条件に従い、適正に管理するとともに、占用に起因して道路管理者や第三者に損害を与えたときが、占有者の責任において必要な措置をする義務が生じます。

道路占用許可について

道路の占用については、道路法第 32 条に規定する物件、工作物、施設を設け、継続的に道路を占有する場合に、当該道路管理者に許可申請書を提出し、許可を受けなければなりません。また、占有する物件、工作物、施設にはそれぞれ詳細な条件等が定められていますので許可申請を行う場合は、必ず窓口での審査等が必要となります。

各種届出方法

占有許可を受けた後、占有物件の撤去を行う場合 → 廃止届 占有者の住所や氏名（法人名）を変更する場合 → 変更届
道路占用料の減免要件に該当する場合 → 減免申請書

占用料の計算方法について

- ・ 占用料金は、占用料単価 × 占用面積（本数・個数など） × 占用期間（占用月数/12）で計算されます。
- ・ 占用面積は、1 ㎡未満の端数がある場合は、切り上げ計算します。
- ・ 占用の期間は、月割で計算を行います。（1 ヶ月未満の端数があるときは1 ヶ月として計算します。）

（例）① 3.2 ㎡の足場を 7 月 20 日から、8 月 30 日まで、占有する場合

占用料計算式 $24,600 \text{ 円} \times 4 \text{ ㎡} \times 2/12 \text{ 年} = 16,400 \text{ 円}$ （小数点以下切り上げ）

- ・ 足場の占用料は 1 ㎡あたり年額 24,600 円です。（令和 7 年 4 月 1 日時点）
- ・ 占用面積は、3.2 ㎡は 1 ㎡未満を切り上げて 4 ㎡として計算します。
- ・ 占用期間は、1 か月と 10 日ですが、1 か月単位で計算し、1 か月未満の端数は切り上げるため、2 か月として計算します。

（例）② 4.5 ㎡の朝顔を 6 月 20 日から 9 月 15 日まで、占有する場合

占用料計算式 $10,300 \text{ 円} \times 5 \text{ ㎡} \times 3/12 \text{ 年} = 12,875 \text{ 円}$ （小数点以下切り上げ）

- ・ 朝顔の占用料は 1 ㎡あたり年額 10,300 円です。（令和 7 年 4 月 1 日時点）
- ・ 占用面積は、4.5 ㎡から 1 ㎡未満を切り上げて 5 ㎡で計算します。
- ・ 占用期間は、2 か月と 25 日ですが、1 か月単位で計算し、1 か月未満の端数は切り上げるため、3 か月として計算します。